

医学生等奨学金貸付制度

1. 目的

この制度は、将来、いすみ医療センターの医師として業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸付けることにより、いすみ医療センターの医師を確保することを目的とします。

2. 奨学金の種類、貸付限度額及び対象者

種類	貸付限度額	対象者
大学生入学時奨学金	1,000万円以内	大学の医学を履修する課程に入学するための試験に合格した大学入学予定者
大学生奨学金	月額40万円以内	大学の医学を履修する課程に在学する大学生
大学院生奨学金	月額40万円以内	医師免許を受けており、大学院の医学を履修する課程に在学する大学院生
研修医奨学金	月額30万円以内	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている研修医
専門研修専攻医奨学金	月額30万円以内	臨床研修修了後における専門研修を受けている専門研修専攻医

3. 貸付期間

大学生奨学金	貸付決定の日の属する年度の4月から大学を卒業する月まで
大学院生奨学金	貸付決定の日の属する年度の4月から大学院の課程を修了する月まで
研修医奨学金	貸付決定の日の属する年度の4月から臨床研修を修了する月まで
専門研修専攻医奨学金	貸付決定の日の属する年度の4月から専門研修を修了する月まで

大学生奨学金は6年、大学院生奨学金は4年、研修医奨学金は2年、専門研修専攻医奨学金は4年を限度とする。

4. 償還免除

大学生奨学金	臨床研修修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
大学院生奨学金	大学院課程の修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
研修医奨学金	臨床研修修了後5年以内に医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
専門研修専攻医奨学金	専門研修修了後直ちに医師としていすみ医療センターの業務に従事し、引き続き奨学金の貸付を受けた期間に相当する年数の2分の3に相当する期間業務に従事したとき。
大学生入学時奨学金	上記の期間に3年を加えた期間、業務したとき。ただし大学生入学時奨学金のみの場合は勤務期間が3年に達したとき。